

堺市有機農業実施計画

| |
|--|
| 1. 市区町村 |
| 堺市 |
| 2. 計画対象期間 |
| 令和6年度～令和10年度 |
| 3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標 |
| <p>ア 有機農業の現状</p> <p>堺市は人口 81 万人を擁し、市域面積のうち 70%以上を市街化区域が占める政令指定都市である。一方で、大阪府内 1 位の総農家数や耕地面積を持つ農業が盛んな地域でもある。</p> <p>本市の農業は、水稻のほか都市近郊という立地条件を生かした軟弱野菜やトマトなどが施設で栽培されており、その多くには、化学肥料、化学農薬が使用されている。特に稲作農家の多くが兼業農家であり、また農業従事者の高齢化が進んでいることから、田植え時に基肥として全量を施肥する一発肥料の使用により省力的な施肥管理が行われている。</p> <p>このようななか、環境保全に配慮した農業として、平成 13 年 12 月に大阪府が大阪エコ農産物認証制度を創設した。この制度は、化学肥料の使用量及び化学農薬の使用回数を大阪府の標準の 2 分の 1 以下にして栽培されているなどの基準を満たした農産物を知事が認証するものである。この制度により栽培された農産物は減農薬・減化学肥料栽培であり、堺市は制度設立当初から積極的に取り組んできている。</p> <p>栽培期間中、化学肥料・農薬不使用などの基準を満たした区分があり、本市では令和 5 年度は 69 人が認証を受けている。</p> <p>イ 5 年後にめざす目標</p> <p>化学肥料は、食糧生産に欠かせない役割を果たしている。化学肥料は水に溶けやすく植物にすぐに吸収されることが利点であるが、反面、吸収されなかったものは土壌や水中に流出するため、環境への影響がある。また、その原材料の多くを輸入に頼っており、昨今の肥料価格高騰により農業経営に大きな影響があったところである。</p> <p>化学農薬は、病害虫を防除でき、作物の収量や品質を向上させることができるが、長期的に同じものを使用するとその成分に耐性を持つ病害虫が出現し、より強い農薬の開発や使用が必要となる。</p> <p>化学肥料や化学農薬の過剰な使用、不適切な使用は土壌や水質の汚染、生態系の破壊などの環境問題の発生につながり、農業の持続性や生産性にも影響を及ぼす可能性があることから、環境に配慮した農業が求められる。</p> <p>そこで、できるだけ化学肥料や化学農薬を使用しない減農薬・減化学肥料栽培への取組を基本にしながら、大阪エコ農産物認証制度の認証区分のひとつである「大阪エコ農産物(化学肥料・農薬不使用区分)認証」を推進し、取り組む農業者の増加を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪エコ農産物(化学肥料・農薬不使用区分)認証面積(水稻) 令和5年度:0ha → 令和10年度:2ha ・ 大阪エコ農産物(化学肥料・農薬不使用区分)新規認証者数 令和元～5年度:3人 → 令和6～10年度:6人 |

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

○牛ふん堆肥を使用した水稻栽培

本市の農地の多くは水田であり、水稻の栽培が行われている。多くが兼業農家であることもあり、省力的な施肥管理のため、田植え時に基肥として全量を施肥する一発肥料が使用されている。

本市南区には大規模な圃場整備地区があり、稲作を中心とした農業が盛んな地域である。また、地域に酪農団地があり、多くの乳用牛が飼育されており、牛ふん堆肥の供給拠点になっている。

農業従事者の高齢化などにより牛ふん堆肥の使用量が減少しているという課題がある。

そこで、資源循環、有効活用の観点から、牛ふん堆肥の水稻栽培への取組を進める。

・牛ふん堆肥のペレット化

牛ふん堆肥の利用の課題として、圃場の散布に相当な労力または専用の散布機が必要であることがあげられる。そこで、酪農団地と連携し、牛ふん堆肥をペレット化することで、農業者への負担軽減を図る。

・牛ふん堆肥を使用した水稻の栽培体系の構築

実証圃場を設け、①従来の労働力と同程度の作業量、②化学肥料の使用に比して安価な経費、③従来の収穫量や食味を同程度以上になるような栽培体系をめざし、使用農家が安心して牛ふん堆肥を水稻栽培に使用できるように取り組む。

・栽培体系の周知

牛ふん堆肥を使用した水稻栽培体系を周知し、積極的な活用を推進する。

・大阪エコ農産物(化学肥料・農薬不使用区分)認証や有機農業への取組への醸成

牛ふん堆肥の活用を進め、関係機関と協力し栽培技術の指導などにより、大阪エコ農産物(化学肥料・農薬不使用区分)認証の醸成を図る。

○有機農業の普及及び栽培技術の指導

新たに大阪エコ農産物(化学肥料・農薬不使用区分)または有機農業(有機 JAS 認定を受けているもの、以下、有機農業等)に取り組む意欲のある生産者に対し、講習会等の支援を行い、有機農業等に取り組む者の増加、取組面積の拡大を図る。また、府、市及び農業協同組合が連携し、栽培技術指導を行う。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

牛ふん堆肥を使用して栽培されたコメが消費され、持続的な農業となるよう、以下の取組を行う。

・ブランド化

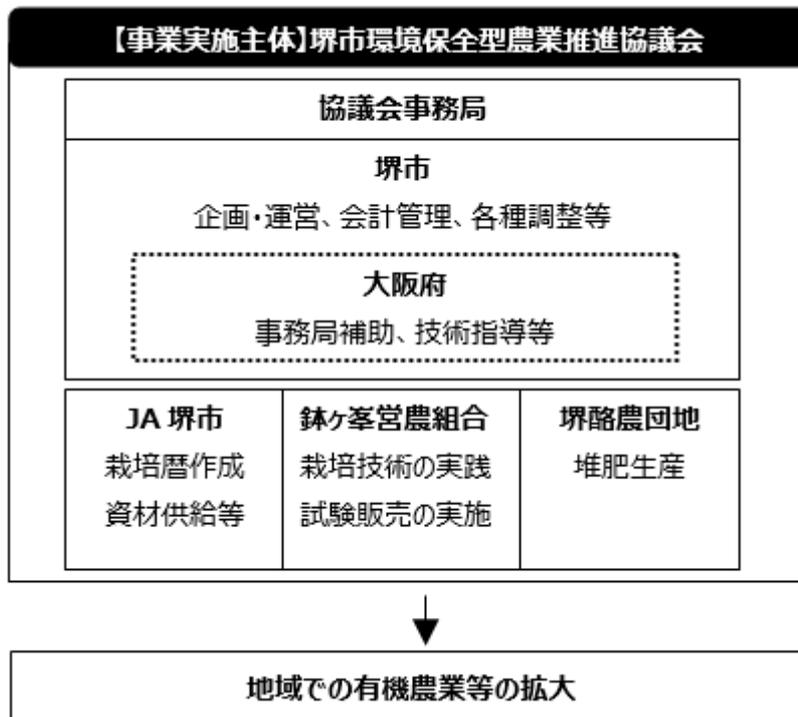
牛ふん堆肥を使用して栽培されたコメの名称を決めブランド化を図り、市 HP など情報発信を行う。

・イベント等での PR

農業祭やマルシェなどのイベント等でブースを設置し、PR を図る。また、市内の小売店や飲食店に PR し使用を推進する。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

- ・行政機関(大阪府・堺市)
有機農業実施計画の実施に必要な事務・支援
- ・鉢ヶ峯営農組合及び事業協力農業者
牛ふん堆肥を活用した水稻栽培の実践、試験販売の実施
- ・堺市農業協同組合
実証実験に基づく栽培暦の作成
- ・堺酪農団地
高品質な牛ふん堆肥の安定供給

6. 資金計画

令和5年度以降の3年間は、みどりの食料システム戦略推進交付金の「有機農業産地づくり推進事業」を活用し、牛ふん堆肥を使用した水稻栽培体系の確立に向けた実証実験をはじめ、販路の拡大などの取組を行う。

3年間の事業終了後の令和8年度以降も継続的な活動が可能となるように、国や府の関連事業等を活用しながら、本事業の推進を図る。

7. 本事業以外の関連事業の概要

地域の農産物を知って、選んで、食べることで、食とくらしと環境を支える農業の多様な価値に共感する地域ブランド「堺のめぐみ」を用いて、地産地消の推進に取り組んでいる。

また、大阪エコ農産物認証制度のなかでも、堺市を中心に栽培された農産物に「泉州さかい育ち」という名称を独自に付け、販売を促進している。

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

令和5年3月に大阪府と共同で策定した「環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府基本計画」に基づき、推進に取り組む。